

ね 6 カ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

- ② 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 当事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

1 5. 従業者に対する研修の実施

当事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備します。尚、当該研修には利用者の権利擁護、虐待防止、認知症ケア及び介護予防に関するものを含みます。

1 6. 利用者自身によるサービスの選択と同意

1) 当事業所は、利用者自身がサービスを選択することを基本として支援するため、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとしします。

- ① 利用者は指定居宅介護支援の提供の開始に際し、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また利用者は、介護支援専門員に対して居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由について説明を求めることができます。
- ② 当事業所は、特定の事業者に不当に偏した情報を提供することや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することは致しません。
- ③ 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の招集（やむを得ない場合には照会等）により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ④ 当事業所が前 6 か月に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合及び同一事業所によって提供されたものの割合につきましては、別紙「各サービスの利用割合及び前 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護等のサービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合の説明書」にてご説明させていただきます。

2) 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が 1 ヶ月以内に出現